

～郷土の豊かな自然を守るため～



林野火災注意報



林野火災警報



2026年1月1日運用開始

～林野火災注意報・林野火災警報とは？～

大規模な林野火災の教訓から林野火災予防の実効性を高めるため新たに制定

★ 一定期間降水が無く、空気が乾燥し、風が強く吹く気象状況の場合に発令されます

林野火災注意報

【発令されたら】

林野周辺の地域での
たき火や喫煙など
屋外での火の使用を控える

罰則はありません

林野周辺の地域では屋外での
火の使用制限「努力義務」

林野火災警報

【発令されたら】

林野周辺の地域での
たき火や喫煙など
屋外での火の使用はできません

罰則があります！

※30万円以下の罰金または拘留

林野周辺の地域では屋外での
火の使用制限「義務」

※ 制限される屋外での火の使用

火入れ 煙火 火遊び たき火 喫煙（可燃物付近・山林原野等） 残火・取灰・火の粉（完全消火）



命と郷土を守る大事な行動



- 火を使用する前の確認
注意報、警報が発令されていないか確認しましょう。
(防災行政無線、防災防犯メール、消防署へ問合せ等)
- 屋外での火の使用(たき火など)
乾燥時や強風時は絶対に行わないようにしましょう。
- 喫煙
指定場所以外での喫煙は厳禁、吸殻は完全消火し持ち帰りましょう。
- 火災を発見したら
119番通報し、安全な場所に避難しましょう。



須坂市 HP 関連ページを
ご覧ください

お問い合わせ先: 須坂市消防本部予防課 026-245-4200